

矢板市家庭用防犯機器類設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市家庭用防犯機器類設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、各家庭における防犯機器類の設置を推進することで、市民の安全・安心を確保し、防犯意識を向上させ、犯罪抑止効果を高め、市民が安心して暮らせる環境を整え、犯罪発生件数の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象製品 別表に掲げる防犯機器類で、補助金の交付決定日以降に購入及び設置を完了したものをいう。ただし、購入及び設置完了日は令和9年3月19日までとする。
- (2) 購入費用 対象製品及びその稼働に必要な附属品の費用並びに工事及び配送に係る費用の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）をいう。ただし、既に使用していた製品の撤去、処分等に係る費用は除くものとする。

(交付要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 申請日時点で矢板市に住民登録のある世帯の世帯主であること。
- (2) 世帯主又は同一世帯員が過去に「矢板市家庭用防犯カメラ等設置費補助金」

を受給していないこと。

- (3) 世帯員全員が市税を滞納していないこと。
- (4) 防犯カメラの設置場所は、申請者宅の屋外とすること。ただし、申請者と物件所有者が異なる場合は、物件所有者の同意を得ること。
- (5) 防犯カメラは、原則として住宅の敷地内を撮影するよう撮影範囲を限定すること。また、やむを得ず撮影範囲に隣家等が含まれる場合には、その居住者等から承諾を得ること。
- (6) センサー付きライトの感知・照射範囲は申請者宅の敷地内に限ることとし、隣家等へ光害が及ばぬよう留意すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

2 補助対象経費は、別表に掲げる対象製品の購入費用とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする世帯の世帯主（以下「申請人」という。）

は、矢板市家庭用防犯機器類設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年11月9日から令和8年11月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書又は対象製品の購入及び設置に要する費用が分かる書類
- (2) 対象製品の概要が分かる書類（製品カタログ、WEBページの写し等）
- (3) 誓約書（別記様式第2号）
- (4) 第4条第4号ただし書に該当する場合にあっては、家庭用防犯機器類の設置に係る物件所有者の同意書（別記様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の書類を審査し、補助事業の目的及び内容が適当であると認めたときは、次に定めるところにより交付決定を行うものとする。

2 交付申請額の総額が予算額を超過したときは、交付決定前にデジタルツールを用いた無作為抽選により当選者を決定し、次の各号に定めるところにより通知するものとする。

(1) 当選者には矢板市家庭用防犯機器類設置費補助金等交付決定通知書（別記様式第4号。以下「決定通知書」という。）により交付決定を通知し、落選者には矢板市家庭用防犯機器類設置費補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により結果を通知するものとする。

(2) 抽選結果の確定後は、結果を印刷・製本の上保管するものとし、閲覧希望者がいる場合には、申請人及びその世帯員に限り閲覧を認めるものとする。

3 交付申請額の総額が予算額を超過しないときは、申請人全員に決定通知書により交付決定を通知するものとし、予算残額については先着による随時受付に切り替えるものとする。

(事業内容等の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後、次に掲げる場合に該当するときは、遅滞なく、矢板市家庭用防犯機器類設置費補助事業等計画変更申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等を中止又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その原因及びこれに対する措置を市長に報告

し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、矢板市家庭用防犯機器類設置費補助金等変更交付決定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、対象製品を購入及び設置した日から起算して30日を経過する日又は令和9年3月19日のいずれか早い日までに、矢板市家庭用防犯機器類設置費補助金交付請求書（別記様式第8号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) 領収書の写し

ア 対象製品の品名、型式、数量、単価及び合計金額

イ 販売店の名称及び所在地

ウ 領収日（補助金の交付決定日以降であること。）

(3) 対象製品の設置状況が分かる写真（原則としてA4サイズの印刷用紙に印刷したものとするが、現像した写真を台紙に貼付したものでも差し支えない。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告の省略）

第10条 補助金の実績報告書の提出は、前条各号の書類の提出により設備導入の事実を明らかにすることをもって、これに代えることができる。ただし、市長が必要と認める場合は、実績報告書の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第 1 1 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、矢板市家庭用防犯機器類設置費補助金交付決定取消通知書（別記様式第 9 号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第 1 2 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、矢板市家庭用防犯機器類設置費補助金返還命令書（別記様式第 1 0 号）により期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業により取得した対象製品について、補助事業の完了後も注意をもって管理し、及びその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得した対象製品を、市長の承認を受けないで補助事業の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合、補助金の交付の目的及び当該設備の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合又は天災その他補助事業者の責めに帰することができないやむを得ない事由による場合は、この限りではない。

3 前項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数とする。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別表（第３条、第５条関係）

事業種別	対象製品	補助率	限度額
防犯機器類 購入費補助	<ul style="list-style-type: none">・ 防犯カメラ本体及び映像確認モニター・ 録画装置と一体的に機能する機器類（カメラ機能付きインターホン）※スマートフォンやタブレット端末等除く・ 「防犯カメラ設置済み」等の掲示物・ センサー付きライト・ 防犯窓フィルム・ 補助錠・ 窓用セキュリティフェンス（面格子）・ 防犯アラーム（窓・扉用）・ ドア用ガードプレート・ 防犯砂利・ リレーアタック防止キーボックス ※設置工賃等の諸費用含む	購入費用総額に １００分の７５を 乗じた額以内	１申請につき ５万円